

障害福祉サービス等 情報公表制度について

青森県健康福祉部障害福祉課

趣旨・目的

この制度は、障害福祉サービス等の利用者やその家族が、公表された情報をもとに障害福祉サービス等事業者やサービス内容を比較検討し、希望にあったものを適切に選択できるよう支援すること、また、障害福祉サービス事業者がこの制度への取組みを通じて、提供するサービスの質を向上していくことを目的としています。

報告・公表方法

- ①独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを利用し、**直接公表システムに
入力することにより、県へ報告すること**となります。
- ②内容に不足等がなければ、承認→公表となります。不備等があれば、差し戻しますので修正後再度申請してください。
- ③報告の基準日は、4月1日、**報告の開始日は、5月1日**です。
- ④**報告の期限は、7月31日**です。なお、**新規に指定を受けた場合は指定を受けた日から1ヶ月以内**となります。
※令和5年度実施要綱は、4～5月中に県ホームページに掲載予定です。

調査・行政上の措置等

- ・利用者保護等の観点から、事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために調査を行う場合があります。
- ・報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき等は、是正命令や指定の取消し等の行政上の措置が規定されています。

【入力手順】

①障害福祉サービス等情報公表システムを開き、「ログイン画面」をクリックします。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

②法人のログインID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。
※ログインIDは原則法人で一つです。

※パスワード忘れた場合は、「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリックすると、登録しているメールアドレスに仮パスワードが届きます。

※ログインIDを忘れた場合、メールアドレスを変更する場合は、県障害福祉課障害福祉事業者グループまでお電話ください。



③「事業所情報の照会・編集を行う」から、「事業所詳細情報の編集を行う」に移ります。

事業所情報の照会・編集を行う 事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム > 事業所情報の照会・編集を行う > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

④7つのカテゴリ全て入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。
必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。緑色のチェックになると、全て入力されたことになります。

カテゴリ



⑤障害福祉サービス等情報検索にて公表されます。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

